

検討の進め方について

1 目的

- 森林の公益的機能の維持・保全のため、公的関与が必要な森林整備の対象・規模を明確にし、新たな財源の必要性や確保のあり方について検討する。

2 体制

- (1) 森林整備と財源のあり方検討委員会 (H29 設置・継続)
 - ・ 部会 (H30 新設) の検討結果や国の森林環境譲与税の制度詳細等を踏まえ、新たな財源の必要性や確保のあり方について検討
- (2) 技術専門部会 (H30 新設)
 - ・ 技術的・専門的な見地で公的関与が必要な森林整備の対象・規模について検討